

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他			
該当団体数			19	11	5	7	13	18	12	1	2	1	11		
島根県	松江市	教育委員会 学校教育課 学事係	0852-55-5416	○	○	○	○	○				○	http://www.city.matsue.shimane.jp/		
島根県	浜田市	教育部	0855-25-9711	○	○	○	○	○					http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1001000001375/index.html		
島根県	出雲市	教育政策課	0853-21-6190	○				○					http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1165300942538/index.html		
島根県	益田市	教育部学校教育課	0856-31-0451	○		○	○	○					http://www.city.masuda.lg.jp/		
島根県	大田市	大田市教育委員会総務課総務学事係	0854-82-1600(内線1308)	○		○	○	○					http://www.city.ohda.lg.jp/tag/433/		
島根県	安来市	教育委員会 学校教育課 学事係	0854-23-3326	○	○		○	○	○	○	○		http://www.city.yasugi.shimane.jp/busyo/kyoikuinkai/soumu/oshirase/shuuen.html		
島根県	江津市	学校教育課 管理係	0855-52-7495	○	○		○	○	○				http://www.city.gotsu.lg.jp/335.html		
島根県	雲南市	教育委員会学校教育課	0854-40-1072	○	○	○			○				http://www.city.unnan.shimane.jp/www/contents/122811274721/index.html		
島根県	奥出雲町	教育委総務課	0854-52-2672					○	○						
島根県	飯南町	飯南町教育委員会 学校教育担当	0854-72-0301				○	○							
島根県	川本町	川本町教育委員会	0855-72-0704				○	○	○						
島根県	美郷町	教育課	0855-75-1217	○		○	○	○					http://www.town.shimane-misato.lg.jp/267.html		
島根県	島南町	島南町教育委員会 学校教育課	0855-83-1126	○		○	○	○	○		○		http://www.town.ohnan.lg.jp/		
島根県	津和野町	教育委員会	0856-72-1854				○	○	○						
島根県	吉賀町	教育委員会	0856-77-1285	○			○	○	○				http://www.town.yoshika.lg.jp/		
島根県	海士町	教育総務課	08514-2-1222				○	○							
島根県	西ノ島町	西ノ島町教育委員会教育課	08514-6-0171					○							
島根県	知夫村	教育委員会	08514-8-2301					○							
島根県	隠岐の島町	教育委員会総務学校教育課学校教育係	08512-2-2095				○	○	○						

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他の場合の内容)	平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学習用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				基準根拠	基準額	目安額
課税所得等の分類	基準額の時期	目安額																								
	該当団体数	17	19	17	16	17	18	7	8	13	17	8	7	13	14	10	3	0	0	4						
島根県	松江市	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	418	20%未満	
島根県	浜田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前年度	295	20%未満	
島根県	出雲市	○	○	○	○	○	○			○				○	○						1.3	課税所得	前年度	319	15%未満	
島根県	益田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前々年度	280	25%未満	
島根県	大田市	○	○	○	○	○	○			○						○					1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	590	25%未満	
島根県	安来市	○	○	○	○	○	○			○				○											10%未満	
島根県	江津市	○	○	○	○	○	○			○				○	○						1.2	課税所得	前々年度	340	15%未満	
島根県	雲南市	○	○	○	○	○	○			○				○	○						1.5	課税所得	当該年度	343	15%未満	
島根県	奥出雲町	○	○	○	○	○	○			○				○	○				○		1.3	課税所得	前年度	286	その他特に、就学援助が必要と認められる世帯	10%未満
島根県	飯南町	○	○	○	○	○	○			○				○	○						1.3	課税所得	前年度	320	15%未満	
島根県	川本町	○	○	○	○	○	○			○				○											10%未満	
島根県	美郷町		○											○											15%未満	
島根県	島南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得	前年度	455	20%未満	
島根県	津和野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3	課税所得	当該年度	299	災害その他の理由により特に援助が必要と認められる者	20%未満
島根県	吉賀町	○	○	○	○	○	○			○					○	○					1.2	課税所得	前年度	280	20%未満	
島根県	海士町	○	○	○	○	○	○			○				○					○						・上記の「ア」～「ツ」の項目に該当し、且つ同居する家族等のいない場合。	15%未満
島根県	西ノ島町		○			○																			15%未満	
島根県	知夫村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										0%未満	
島根県	隠岐の島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1	課税所得	前年度	236	20%未満	

		3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																								
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-1 係数を見直したか					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で状況等を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他				
①都道府県	②市町村名																									
	該当団体数	4	0	6	0	0	4	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
島根県	松江市	○					○				○															
島根県	浜田市			○																						
島根県	出雲市			○																						
島根県	益田市			○																						
島根県	大田市																									
島根県	安来市																									
島根県	江津市	○					○				○															
島根県	雲南市	○					○				○															
島根県	奥出雲町	○					○		○																	
島根県	飯南町			○																						
島根県	川本町																									
島根県	美郷町																									
島根県	島南町																									
島根県	津和野町																									
島根県	吉賀町			○																						
島根県	海士町																									
島根県	西ノ島町																									
島根県	知夫村																									
島根県	隠岐の島町			○																						

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等	
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)						
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援		ケ. その他
	該当団体数	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	松江市																						
島根県	浜田市																						
島根県	出雲市																						
島根県	益田市																						
島根県	大田市					○																	基準額の時期を変更。
島根県	安来市																						
島根県	江津市																						
島根県	雲南市																						小中学校の新1年生を対象に、体育衣料(夏、冬用上下各1セット)を無償給与している。 種別的な理由により、就学援助が必要と教育長が認める者も認定している。
島根県	奥出雲町																						
島根県	飯南町																						
島根県	川本町																						
島根県	美郷町																						各学校、学期終了後に支払状況の確認を行い、経済的に困窮している家庭がないか調査を行い、該当する家庭がある場合は、学校からの声かけなどの対応をしている。
島根県	島南町			○																			
島根県	津和野町			○																			該当世帯の直近の状況をより把握するため、申請書へ民生児童委員の所見の記載を義務付けており、その内容により認定の判断を行う場がある。
島根県	吉賀町																						対象者の大きな変動がないこと、大規模な所得基準オーバーでない場合は、その他の経済的・生活困窮改善等の理由により別途認定を行う場合があるため。
島根県	海士町																						
島根県	西ノ島町																						
島根県	知夫村																						
島根県	隠岐の島町																						